平成２２年（フ）第３９号
宮城県遠田郡美里町木間塚字土手合９番地２
破産者　小山　哲哉
1　決定年月日　平成22年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２２年（フ）第４３号
宮城県加美郡加美町字一本杉338番地１
破産者　大沼　裕子
1　決定年月日　平成22年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２２年（フ）第５０号
宮城県大崎市古川稲葉字前田53番地３、従前の住所山形県鶴岡市美咲町28番８号　カサブランカ202号室
破産者　佐々木一成
1　決定年月日　平成22年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２１年（フ）第４０６号
山形県天童市東久野本２丁目12番20号、申立時の住所山形県天童市大字久野本1780番地の３
破産者　矢萩　　啓
1　決定年月日　平成22年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４７４号
山形県天童市桜町10番32号　小松住宅101号
破産者　吉田　浩一
1　決定年月日　平成22年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５７号
山形市大字滑川2370番地38
破産者　南川　　明
1　決定年月日　平成22年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６２２号
川崎市中原区上小田中６丁目27―５―212号室、開始決定時の住所川崎市中原区下小田中５丁目16番40号
破産者　木村留次郎
1　決定年月日　平成22年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第１１９号
川崎市川崎区四谷上町16番３―101号　第３冨士コーポ、開始決定時の住所川崎市川崎区出来野１番20号　メゾンセレッソ203
破産者　高梨　信孝
1　決定年月日　平成22年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第１６８号
川崎市中原区上小田中６丁目29番43号　善之ハイツ202
破産者　荻久保芳美
1　決定年月日　平成22年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第３５２号
神奈川県三浦市東岡町７番36号
破産者　三ツ堀芳行
1　決定年月日　平成22年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第４６号
神奈川県横須賀市根岸町５丁目25番Ａ―501号
破産者　佐藤　　豊
1　決定年月日　平成22年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２１年（フ）第４７２号
長野県千曲市大字小島3100番地１
破産者　町田　　斉
1　決定年月日　平成22年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４７３号
長野県千曲市大字小島3100番地１
破産者　町田千恵子
1　決定年月日　平成22年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２８号
岐阜県大垣市開発町５丁目10番地９、従前の住所愛知県愛西市須依町佐原2209番地
破産者　伊藤　　勉
1　決定年月日　平成22年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２２年（フ）第４１号
静岡県浜松市中区野口町576番地の６、前住所静岡県浜松市中区野口町178番地の１
破産者　長尾　勝之
1　決定年月日　平成22年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第４２号
静岡県浜松市中区野口町576番地の６、前住所静岡県浜松市中区野口町178番地の１
破産者　長尾　杏子
1　決定年月日　平成22年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第４３号
静岡県浜松市中区野口町576番地の６、前住所静岡県浜松市中区野口町178番地の１
破産者　長尾　俊輔
1　決定年月日　平成22年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第２４９７号
京都府宇治市小倉町堀池39番地の229
破産者　鶴岡　謙吾
1　決定年月日　平成22年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１５１号
京都市右京区西京極郡沢町13番地８　西京極グリーンハイツ612
破産者　中村　美雪
1　決定年月日　平成22年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係